

「良心の自由」とイギリス法治のデンマークえん源 ： 日本国家の精神的支柱に関連して

その他のタイトル	"Freedom of Conscience " and the Danish Source of the English Rule of Law : Related to the Moral Standbys for Our Country
著者	池田 栄
雑誌名	關西大學法學論集
巻	12
号	4-5
ページ	717-752
発行年	1963-02
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027861

「良心の自由」とイギリス法治のデンマークえん源

——日本国家の精神的支柱に関連して——

池 田 栄

Give to Caesar what is Caesar's, and to God what is God's. ……………Matt. 22:21.

目次

一 序論（日本國家の精神的支柱に関連して）

二 本論

A 「良心の自由」の意義

B イギリス法治のデンマークえん源

釈尊の入滅せられるや、ただちに大日如来 (Mahāvairocana) がその弟子たちのみを集めて説法せられたとき、一つの恐ろしい姿、シヴァ神 (Siva) すなわち不動 (Acala)¹¹⁾ の姿が光り輝いて現われた。弟子のうち第一の知者と言われた金剛菩薩 (Vajra) は、そのとき、他の弟子たちがシヴァ神の光のため目がくらんでしまっているなかに、ひとり師の方を向いて「こんな輝かしい姿を見たことがないのですが、かれは何人でしょうか。」と問うた。それに答え、如来は「かれはなんじ自身だ。」と言われ、金剛菩薩はただちにその意味を知った。

注¹¹⁾ 密教の画像では不動明王のワキにキンカラ (Kinkara, 随順) とチェータカ (Cetaka, 息災、福寿) の二少年を立たしめている。不動の意義を後に述べるごとく解するときには、この二少年による陰喩は Jung の精神分析学によって裏付けられる。

古代インドのこの寓話によって示されているのは、ひろくナーガルジュナ (竜樹) いらいの密教において法身 (本地身) 説法のとて出現した不動の姿であり、弘法大師の密教は非凡の知者にはこの説法に対する三昧 (さんまい) を、それ以外のものには方便的に三昧に代わるものとして真言 (しんごん)¹²⁾ を唱えることのみを要求する。大師の密教が真言宗と称せられるゆえんここに存する。しかるに一方において顕教における anicca samkhāra (諸行無常) は誤りであり、それは釈尊のご遺言たる vāyadhammā samkhāra (諸行是因縁所生) に、ラモンの注釈を加えたものであることがすでにわが富永半次郎氏によって明らかとせられ、さうした因縁 (hetu-paccaya) を原因と解する伝統的解釈に対してドイツのマックス・ワレーザー (Max Walleser)¹³⁾ わが松本文三郎、和辻哲郎両博士は因縁を因明 (hetu-vidya) とおける因 (hetu) すなわち論理学における理由と解する新説を示して、旧説を是正している。しか

らば密教における不動は顯教における梵文法華經の *rdhyabhisamskara* (*samskara* = [P.] *samkharā*) の一〇の主要なるシンボルに該当し、かつそれはイギリス人のキリスト教的考え方における *qualms* (*pangs*, or *packs*) of *conscience* (良心のかしゃく) に当る。しかもこの良心のかしゃくはイギリス文化の中心をなし、かつイギリス国家の精神的支柱 (*moral standbys*) の一つであり、したがって精神的スタミナ (*moral stamina*) すなわち精神的バックボーン (*backbone*) の一部を構成している。

注(1) 真言の一例。光明真言では「オン・アボギヤ・ベイロシャノ・マカボダラ・マニ・ハンドマ・シンバラ・ハラバリタヤ・ウン」という梵文であり、それは日本の凡人にとつて「ちんぷんかんぷんわからない語であり」英語で「That is all Greek (*Sanskrit*) to ordinary Japanese.」であるが、その意味は不空大日の大印で如意宝・けんげ・光明を発生するということ、法身大日如来の大愛の偉大なるあらわれとしての光り輝く大自然の美を讃えている。武島羽衣の作詩「美しき天然」、自作、「ト・テイ・エーン・エイナイと私」(関大・法学論集十一巻三・四・五合併号、三二二頁) 参照。

(2) イギリス人のもの考え方における文化と社会(国家を含む)との関係については自著「英国刑事公民政治史序説」(昭三七年版)中の「英語の *culture* についで」参照。

しかるに一方において太平洋戦争の直前と戦時において禅の不立文字と善悪不二はその質的弁証法とヤスパース的国家観によつて戦争哲学を生んだが、この種の戦争哲学のうちもっとも目立ったものは田辺元文博の論文「国家の道義性」(中央公論、昭和十六年秋季特大号所載)であり、仏国禅師の北条時宗に対することばで結んで即時の開戦を強調しており、この悲しむべき仏教的政治哲学に關する一般国民の反省と追憶が戦後の日本国家からその精神的支柱を奪ってしまった。朝日新聞の「こころのページ宗教時評」(昭和三十七年七月一日)においても「精神的支柱のない国」と題して、現在のわが国において「示される日本という国家像」には精神的支柱がないと記し、それについて

「国家に絶対的な神性を与えたナチス、国家と民族を民族宗教的な仏教——特に禅——によって結合して国家を宗教化した過去の日本の哲学のにがい追憶が、そうした空白な国家像を生みだしているのかもしれない。(光)」と論じている。

とはいえ、もちろん戦後の日本においては民主制(国会中心の)の主張が強く、この主張は民主制のデッドロックたる言論の自由に対しても西ドイツ風にこれを制限することを許さず、フランス風にあくまでこの自由を守るべきことが主張される。しかしこの主張における民主制は、イギリスの場合のごとき文化的基礎に立つ民主制ではなく、いいかえれば、精神的支柱を有する民主制ではなく、フランス風に文化をして社会(国家を含む)に優越せしめる場合の民主制である。なお民主制の必須要件が言論の自由にあることは論者の主張する通りであるが、この要件を成就せしめるためには民主制が正しい文化的基礎すなわち正しい精神的支柱を有しなければならぬ。この基礎なくして言論の自由ある民主制は不安定であり、西ドイツ風の制限論の出るゆえんここに存する。ゆえにあくまで言論の自由を尊重しつつ、民主制を守ろうとする戦後のフランス風学者たちの多くは社会体系(the physical social system)と政治過程(the process of government, the governmental process)とを主張し、政府とあひまひる pressure groups との間における力の均衡(balance of power, l'équilibre des pouvoirs)すなわち力の政略的均衡(political equilibrium, l'équilibre politique)をなす革命を防止しようとする。ゆえの原語たる米語の process とは作戦過程(campaign)の義からの転である。

つぎに戦後には禅ブームの時期が起って現に存すると言われる。もちろん戦後に禅(南宗禅)における座禅の実践的研究が流行して来たのは否定できない事実である。しかしこの研究は主としてつぎの三つの目的から行なわれて来た。

すなわち(一)戦前戦後に西洋的教育のみの影響を受けて座禅に顕教における如来禅(北宗禅、三昧)と祖師禅(南宗禅)と密教における三昧の区別あることも知らないインテリが精神修養のための一種の静座法を研究するためか、(二)脳研究の生理学者たちが、形式論理学的思考のために大脳は筋肉が動いているときほどよく働くと考えて、ギリシャ的なペリパトス¹⁾や仏教の座禅を含めた東洋的静座一般を研究するためか、(三)禅(南宗禅)の坐禅の際における自己催眠の変態心理学的研究を行なって精神分析学による心身相関症 (psycho-somatic diseases) の治療に応用するためかのため、禅の座禅の研究が行なわれて来た。されば戦後のいわゆる禅ブームは禅が日本国家の精神的支柱となったことを意味するものではない。なお、昭和二十五年追放令が依然として厳然行なわれていたとき、わが政府が上記の「国家の道義性」で対米開戦をあふりたてた田辺元氏に文化勲章を与えたのも、当局者の思想的無知からであって、けっして田辺氏の戦争哲学を国民に奨励するためではなかった。

注(1) 自著、英国刑事公民政治史序説(昭三七年版) 附録5頁。

しからば今後の日本においては、国家、しかも民主制国家の精神的支柱を有しななければならないとともに、この支柱が戦前戦時の戦争哲学たりし仏教弁証法であってはならないこと、この支柱は形式論理学——インドでは因明——のもと良心の自由を認めるものでなければならないことを知る。しかもこの支柱は国民一般の精神的支柱とならねばならないから、哲学に裏付けせられるとともに宗教でなければならぬ。従ってそれはすでに述べたイギリス的キリスト教であって、もちろんさしつかえない。しかし長い仏教的伝統を有する日本では、それが仏教であり、しかももうえのごとき、良心の自由を認める仏教であることが日本にとっていっそう便宜であろうと思われる。

しからば民主制の思想がはいり国会が設立せられてから今日までの日本において、なぜうえのごとき、良心の自由を認める仏教が日本国家の精神的支柱とならなかつたのであろうか。その理由は明治維新以前からわが仏教は顕教も密教も諸行無常の哲学的解釈を認めており、個性の絶対尊厳を認めることを迷いと観じたが、この点と、この考えから多くの教派では形式論理的な禁欲主義を主張し、また一部の教派では質的弁証法を主張した点にあらう。すなわち顕教のうちにおいてただ禅は不立文字を主張し、諸行無常についての形式論理的な禁欲主義解釈を否定して善悪不二の質的弁証法を主張した。ただし富永半次郎氏は既述のごとく *anica samkhara* は、バラモンのパラフレーズに過ぎないと発見して質的弁証法に賛成はしたが、諸行無常の哲学的解釈をも否定した。なお俗説では、諸行無常を意味するは歌を東密の弘法大師の作と考えて来ている。

明治以前からの仏教のこの伝統的解釈の誤りであることは、すでに述べたところによっても知られるが、いろは歌が平安朝中期以後の創作であることはそこにはア行のエとヤ行のエの発音的区別がないことよってすでに専門学者の明らかにするところであり、従っていろは歌が弘法大師の歌ではないことは明白である。⁽¹⁾

注(1) これに反して、五十音図のオリジナルなものにおいては、ア行のエとヤ行のエも区別されているから、それは平安朝中期以前ののものであり、それがサンスクリット字母の影響下にあることより見て弘法の作と見てさしつかえなからう。

しからばなにゆえ仏教のうえの如き誤解が生じたか。それが一面、諸行無常と因縁所生の伝統的解釈にとらわれた点によることはすでに述べたところで明らかである。しかしそれが他の一面、近世日本において一般には「弘法も筆の誤り」——Even Homer sometimes nods に当る——と称せられ、日本人の名に弘(ヒロシ)・弘子がおおく、弘法の大学者たることが信ぜられ、毎月二十一日が神聖なる日として庶民の信仰を集め、毎年京都の大文字山の聖火が

今なお国内の人気を集め、弘法大師に対する今日の信仰を知ることができるが、今日まで大師の哲学を研究する専門家が理論物理学の最近の発展と大師哲学の結びつきに気づかなかつたから、学者による大師哲学の近代的見なおしが行なわれなかつた点によることも大きい。そもそもインドのサンクヤ哲学においては五大 (*pañca mahā-bhūtaṃ*, *sing. bhūta* = 存在物) として地 (*pṛithivī*, 国土) 、水 (*āpas*) 、火 (*tejas*, 光明、威力) 、風 (*vāyu*, 風、風神) 。[比] *vāta* = 風) 、空 (*ākāśa*, *ākāṣa*, 虚空) を認めたが、そのうち地水火風の四大 (*catvāri*) は四つの元素 (*elements*) であり、おのおのを色 (*rūpa*) と呼び、それぞれミジン (*anu*, 微塵) によって構成され、おのおののミジンはゴクミ (*paramānu*, 極微) より成る。さればミジンは原子に当り、ゴクミは究極的の粒子に当るとせられ、この四大はギリシヤ哲学の四つの根 (*tessara rhizōmata*) たる地 (*gēn*, *earth*, 土) 、水 (*hūdōr*, *water*) 、風 (*aēr*, *air*, 空気) 、火 (*pur*, *fire*) に当るといわれる。サンクヤ哲学は四大のほかに空大 (*ākāṣa-bhūta*) を発見し、空大をもって可入性 (*penetrability*) を有するものとして、四大と空大との調和的關係を発見するため苦しんだ。しかるに密教の祖ナーガールジュナは五大のほかに識大 (*vijñāna-bhūta*) を発見して、六大 (*ṣas bhūtaṃ*) を認め、識大を金剛界 (*Vajra-dhātū*) とし、五大を胎藏界 (*Garbhakośadhātū*) として四大と空大との調和的關係を発見した。この調和的關係の発見は今世紀における理論物理学にてネルス・ボーアが粒子性と波動性が補足性關係にあることを発見したるに当る。わが弘法大師はナーガールジュナのかくのごとくすばらしい経験主義哲学思想をわが国に導入され、これによって大師は靈魂不滅、個性の絶対尊嚴を認められたが、大師のこの密教思想は聖徳太子が調和 (相生) 的關係において木火土金水の五行と陰陽を認められたに通うものであろう。大師研究の専門家がうえのごとき理論物理学と大師思想の結びつきに気づかず、そのためかれらによる大師哲学の近代的見なおしの行なわれなかつたことがここに注意されねばならない。

注(1) 自著、王冠の政治学的意義(昭三七版)、三三一―三六頁。

以上において論述したところをいっそう説明するためには上述の仏教をさらに詳論し、そのうえイギリス人のキリスト教的な考えかたにおける良心の自由(freedom of conscience)とイギリスにおける法の支配(Rule of Law)の關係について詳論しなければならない。しかしここにおいてはうえの仏教の詳論を別の機会に譲り、後者すなわちイギリスに関するものを論述するものであるが、法の支配についてはその出発点であり、その中心である判決拘束の(stare decisis) 法理に問題を絞り、イギリス人のキリスト教的な政治の考えかたの哲学的裏づけとしてのアリストテレス政治哲学については、これをアリストテレスは「最高学芸」(arkhitektonikē, master-art)⁽¹⁾と言ったが、それほどに重要なものであるとわたくしも信ずるがゆえに、別の個所に述べる。⁽²⁾

注(1) art(古語) = art and science

(2) 自作「ト・ティ・ユーン・エイナイと私」(前掲)など参照。

何故にこの緒論を書いたかは以上において明らかにしたが、このほかにこの緒論は太平洋戦に進んで特攻隊員などとなり、あたら若い生命を絶った純真なる数多い学徒兵たちのみたまと開戦後の協力のみによって追放されたは処罰された不幸なるひとびとに対し、心安かれと祈りつつ書いたものである。かれらは開戦まではひとえに平和を念願し、あらゆる悪条件に苦しみつつ陰に陽に戦争に反対したひとびとである。しかるに運命の皮肉はそれが戦争を作ったひとびとに対ししばしば驚くべき幸福をもたらすことはあっても、かれらにはすべて悲痛きわまる不幸が待っていたのである。わたくしはかれらととも、またローマの哲人ボエティウス(Boethius) とともに、運命は有限であるが、摂理は無限であると信じたく、またこの考えをもってかれらに対する「哲学のなぐさめ」(consolatione philo-

sophiae)とした。かくのうとき運命観は中国的な宿命観でもなく、また運命をもって盲目的な偶然と考えるものもなく、⁽¹⁾人間の運命をもって神の摂理と両立せしめるものであり、イギリス人的考え方の運命観であり、有名な政治家のバーク (Burke) も「東洋の政治家は幸運な機会に関する占星家の意見なくしてけっして何事もしない。……もっと先見の明なる政治家もまた幸運な機会をさがす。しかしかれらは、運命の合と衝 (conjunctions and oppositions) にあつてでなく、人と物との合と衝にあつてそれを求める。」⁽²⁾と記している。

注(1) 自作、「偶然と必然」(「綜合法学」昭和三十七年十月号所載)

(2) Burke, Letter to a Member of the National Assembly, 1791.

二 A

まずこのうらう「良心の自由」の意義を述べると、それは英語の freedom (or liberty) of conscience の訳語である。従つてまず英語の freedom (or liberty) の意義を述べざるを便宜とする。

この freedom には「自由」と訳される意味と「特権」と訳される意味があり、ともたにイギリスの法律ラテン語 (Law Latin) では libertas と言われる。 freedom of a city とする場合は特権 (privilege) である。自由と訳される場合 freedom は個人の行為 (act) が外部の物理的または精神的力 (physical or moral forces) によつて拘束されないこと、かくこのことが良心の自由を離れて存しないことを意味する。これを分析して説明する。(1) freedom (以下 f. とかく) とはその主体が外部の物理力または精神力によつて拘束されないことを意味する。この意味にあつてそれは「自由」と訳されるドイツ語の Freiheit (フレイヘイト) に通ずる。(2) f. はその主体の行為 (act) に

関する。超経験主義的考え方の強いドイツ人は法律事実と事件 (Ereignis) とならんで Verhalten を認め、これに *ausseres Verhalten* と *inneres V.* とを区別するが、経験主義に徹するイギリス人の場合は法律事実と事件 (event) とならぬものは行為 (act) であり、行為はうえの *ausseres V.* に当り、*inneres V.* を含まない。これと同じように *F.* はその主体の Verhalten に関し、*f.* はその行為に関する。① *f.* の主体は個人であるが、*F.* の主体は個人または団体であり、*F.* は *bürgerliche F.* と *Körperschaftliche F.* があつて、*Körperschaftliche F.* は *k. Selbstverwaltung* とも言われ、多元国家的な *aktive Selbstregierung* であることが示される。そのことより *akademische F.* はそのことの一種の団体的 *F.* であり、哲学部の治外法権主張であった。⁶⁾

注① Old Latin, Classical Latin (c.75B.C.—c.175A.D.), Late Latin (c.175A.D.—c.600A.D.) の文学用語, Medieval (Middle) Latin, Modern (New) Latin と対し、Low (Vulgar) Latin (c.175A.D. 以後の民間用語) があり、低 (俗) ラ틴語といふがイギリスの Law Latin がある。

(2) 自著「英国刑事公民法治史序説」(昭三七版)、附録の頁。

(3) 自作「ドイツ政治史と学問の自由」(関大、法学論集第九卷第三、四号合併号所載)

つぎに *f.* は④「良心の自由」そのものでないが、それを離れて存しない。*f.* の①②③までの特色ではそれはフランス人の考え方にある *liberté* に共通するようであるが、この④の点でそれと区別せられる。*f.* は「良心の自由」の結果たる「議論の自由」(*f. of discussion*) を含みつつ、「良心の自由」に反しないかぎり、言いかえれば「良心の自由」と両立するかぎり認められる。なればローラン夫人が断頭台上におつて *liberté* のこと(«O Liberté, Liberté, que de crimes on commet en ton nom!») (ああ自由よ、自由よ、お前の名前で犯される罪悪のなんと多いことか?) と叫んだのは言いえて妙であり、日本の識者がすでにドイツ人の自由をある程度に詳しく述べたあとで「そこにドイツ

人の自由が、フランス人の自主独立的な自由とも、またイギリス人の相手方との調和を予想した自由とも、いちじるしく違っているところである。」と記しているのも巧妙である。¹¹⁾

注(1) 笠信太郎「もの見方について」(河出書房、市民文庫1)八六頁。

しからばいかに英語の f. of conscience とはなにぞや。おまへ良心 [E] [F] conscience, das Gewissen) とは人間の有する直覚である道徳的判断力 (discretion, discrétion) であり、神々自己の法廷に従うほか何にも屈せず、主として自らを裁くものを言う。この裁きの結果について、良心のたがめ (qualms [pricks, or pang]) of conscience; des remords, des remords de conscience; die Gewissensbisse, 良心のカシヤク) が存する。¹²⁾ しからば英語の conscience とはうその義の良心のよめ natural equity を知る力であり、正義または愛に基づく validity (有効性、適切性) を有する道徳的判断をなす力であり、うその正義または愛も人間の自然の本性 (human nature) に基づくゆえ、また validity を有し、かつ conscience は一種の知覚なるがゆえに、何人もこれを有するものである。情意のうちにあつて情意に正当なる範囲を与えらる。何人もこれを有するから common sense とも言う。これに反してフランス語とドイツ語の場合、conscience, das Gewissen とはうその広義の良心のよめで、抽象的妥当性を有する道徳的判断をなす力であり、一般法則を発見する力であり、さらにこの一般法則から演エキして、具体的妥当性を有する道徳的判断をなす力であり、従つてこの力は知覚でないから、人間かならずしもこれを有するものではなく、かつ情意のそこにあつて、情意を否定したり、拘束したりするものである。[E] conscience の命令に従つて行為 (act) する f. of conscience による [F] conscienc の命令に従つて行為する liberté による信教の l. de liberté de conscience による das Gewissen の命令に従つて行為するかまたは思考する F. による信教の F. de die F. des

Gewissens ²² *ist die Gewissensf, die Glaubens- und Gewissensfreiheit* 云々云々²³

註(1) 譯——“A guilty conscience needs no accuser.” “A good conscience is a soft pillow.” “Ein gut Gewissen ist ein sanftes Ruhekissen.”

(2) 以下とくに注意しなごきり、良心と英、独、仏語などの良心で用ゐる語を狭義で用ゐる。

わたくしはこの validity と Gültigkeit の區別を述べなければならぬ。わが国ではこの二語は「妥当」と訳られて混同されてしまふことが多い。validity は valid の名詞である、このため valid = sound = well-founded = rational, being sufficiently supported by fact である、経験的事実を足脚して合理的であることを意味する。従つてそれは Gültigkeit の訳語として一般に用ゐられてゐる「妥当」と言う訳語を当てるべきでなく、むしろ別の訳語を当てるべきである。わが国ではこの点の理解が乏しく、これがうえの二語を混同のよつて来るゆゑなのである。これを反つて Gültigkeit とは、すべて今までの一般的な知られることと、abstrakte G. (抽象的妥当性) と konkrete G. (具体的妥当性) の區別があり、具体的妥当性は経験的事実を尊重する点で validity と通じることが、具体的妥当性が抽象的妥当性を前提とするに反し、validity は抽象的妥当性とは無関係であり、あくまで経験的事実を尊重する。

註(1) 本文の fact, well-founded の意味を知らぬため fact-と unfounded opinion の區別を知らねばならぬ。自著『英国刑事公民政治史序説(昭三七版)附録』8頁、「英語の fact の二つ」参照。

なぞデントーク語の samvittighed は良心の訳られる場合、その狭義になつて英語の conscience が、samvittighedsnag, samvittighedskval, samvittighedskvaler (kval, nag [sing], kvaler [pl.]) 等 qualms of conscience

にまったく当ると言われているが、戦後一デンマーク汽船の機関長クヌッセン (Knudsen) が溺れようとする日本人漁夫を救うために、その部下に命ずることなく、みずから身を海に投じ、尊い犠牲となったのは無意識的に *sanvittighet* に従ったというよりは意識的にそうであったと、当時の事情を詳しく海上自衛官甲斐康夫氏の関西デンマーク協会における講演で聞いたとき、確信するに至った。その自衛官もクヌッセンの態度のうちにデンマーク人の考え方のすぐれた特長を見なければならぬと強調していた。

注(1) サムウィティヘッス。この場合デンマーク語 *d* は英語の *with* の *th* の発音。

二 B

じやどうえのじときイギリスにおける「良心の自由」と法の支配 (the Rule of Law) とくに判例拘束の原理 (the doctrine of stare decisis) の関係を述べるために歴史をイギリス国家の成立にさかのぼらなければならぬ。

イギリス (England) は八二五年にウエセックス (Wessex) 国王エグベルト [AS] Egberht, Egbert) のもとに一王国に統一した。しかしここに成立したのは領土国家 (a territorial state) ではなく、キョータくの部族国家 (a tribal state) であり、その部の州 (scir, shire) は氏族 (clan) をなしていた。しかもこのエグベルト [AS] Ælfræd, Alfred) 王のとき (一九〇一) イギリスのうまでケンツ (Kent) 、マーシヤ (Mercia) 、ウエセックス (Wessex) にわたる共通法を発見し、その適用に関するかぎり、この三州があい合してはじめて一つの領土国家として成立した。それは当時イギリスの東北部には侵入したデーン人 (the Danes) のため、方方にデーン人法 (the Danelaw, [ME] Danelage → [AS] Danelagu) が行なわれていたから、この侵入に対抗するためのイギリス国家統

一力の強化の目的での領土国家成立であった。

デーン人 (the Danes) とは Northmen, Norsemen とともに古代スカンディナヴィア人 (the Old Scandinavians, Lanicent Scandinave, die Altskandinaven) に与えた英語の称であり、ドイツ語の die Normannen に当り、英語の the Normans, フランス語の le Normand は古代スカンディナヴィア人の一種たるノルマンジー人を指す。なぜ英語にはアイルランド語の場合のごとく、古代スカンディナヴィア人をノールウェイ人とデンマーク人に区別する語がなく、一括してデーン人と称するかというに、イギリス人にとってはデンマーク人たるカヌート王の支配が一番目立った事実であり、またアングロ・サクソン時代のイギリス人は両者の区別に気付いていなかったからであろう。デーン人は、ヴァイキン北歐語 (Viking Norse) (A D 八〇〇——一〇〇〇) を用いていた頃、この語は地方的に大体二分し、その西部北歐語 (West Norse) はノールウェイとその植民地 (アイスランドを含む) に行なわれて、ON すなわち古代北歐語 (Old Norse) = 古代アイスランド語 (Old Icelandic) と称し、その東部北歐語 (East Norse) はスウェーデン、デンマークおよびそれらの植民地に行なわれたが、この二種の語は原始北歐語 (Primitive Norse) を継承してよく類似し、⁽²⁾ デーン人は大体同じような程度の文化を有していて、この時期にかれらは方方で海賊となり、またデンマーク人はフランスのノルマンディやイギリスに対し、ノールウェイ人はスコットランドやアイルランドに対し掠奪的侵略を行なったため、かれらはヴァイキン (Vikings) の名によって外国人たる海賊として恐怖されていた。アイルランドでかれらが Ostmen, Osmanni と称せられたのは [ON] Austmadr, pl. menn; [Dan] Østmand (pron. øsdman), Østmænd (pron. øsdmen) (東方人) に由来している。しかしかれらははたして純然たる盗賊としてあらゆる強盗、あらゆる暴行を行なう野蛮人であったろうか。そこに問題がある。

注(1) アイルランドにはまずノールウェイ系が侵入し、ついでデンマーク系が侵入してこれをたすけ、八五〇年にノールウェイ系
 の Olaf the White がダブリン (Dublin = Black Pool) に独立王国を建設した。この頃からアイルランドの学者はノールウ
 ェイ系ヴァイキンを Fionn-Gaill (フイオン・ゲイル = Fiongenti = White Strangers or White Foreigners, sing. Gall, フン)
 または Lochlannac (= Lochlanns = Scandinavians) と呼ぶ。デンマーク系を Dubh-Gaill (ダウ・ゲイル = Dubhgenti =
 Black Strangers or Black Foreigners) または Danar (= Danars = [E] Danes) と呼んで区別したが、また混同する学
 者もあつた。[AS] wælisć = foreign.

(2) 西部北欧語の方が東部北欧語よりもいっそう原始北欧語に近く、十一世紀には、西部北欧語がノールウェイ語とアイスラン
 ド語に、またその時期に東部北欧語がデンマーク語とスウェーデン語にわかれていった。

もちろんデン人がまったくキリスト教化するにいたつたのは、アイスランドを除き、ヴァイキン北欧語の時代を
 去ってからであると考えられ、それに至るまでは北欧神話を中心とする宗教を信じたが、(一)アイスランドにおける統
 一的領土国家—従って独立—が貴族的共和制として九三〇年に成立して一二六二年まで継続し、アイスランドとして
 物質的にして知的なるもつとも偉大なる進歩を示し、その文学は西部北欧語(前述)の世界をリードしてOld Icelandic
 dic は Old Norse の別名とせられ、しかもアイスランドにおけるデン人の大多数は九三〇年までに立派にキリス
 ト教化に服していたこと、(二)デン人に対して外国人はヴァイキンの名で海賊として恐れ、かれらみずからも [Old
 Norse] vikingr, [Sw, Dan] vikingと称したけれども、これらの原語の意味はもともと入江([ON] vikr)の人の
 義であり、戦士を意味する vigingr (vig = [E] war, [AS] wig) または [ON] sækonungr (= [E] sea-king,
 [ON] sær = [E] sea) の転カでないことが今日明白となっており、かれらはみずから海賊と考えず、事実上におい
 てもかならずしも海賊その他の盗賊ではなく、ときには平和的な商人となり、ときには部族国家のシェウ長または領
 土国家の国王みずから率いる堂堂たる海軍ともなったこと、(三)デン人がヴァイキンとして侵略するとき、竜頭ワン

首の軽舟に乗じて行き、かれらを陣頭指揮するシュウ長または国王の命令に歯向かうものを容赦なく殺すのみであり、軍律にて婦女強姦と老幼に手出しするを敵に禁じたこと、(四)カヌート大王のごとき偉大なる帝王がデン人の中から出ていること(後述)、(五)デン人はフイヨル(Dan, Nor] fjord, [Sw] fjarde, [Oic] fofdrh)⁽¹⁾に富み、風光うるわしく、気候寒冷または温和の土地に住んでいたが、およそ暑きに過ぎる土地は思考に適しないけれど、それ以外の土地は風光麗しいかぎり、思考に適しており、そのため環境たる自然界の影響を受けることの大きな古代では、東洋においては山地インド人、日本人など、西洋ではデン人、イギリス人などが思考に長じていたと考えられること、(六)デンマークはじめデン人の故土がもともと森林資源や地下資源に恵まれないが、このことは古代人にとって死活問題であることなどの諸事項によって、デン人の北欧神話につきぎの解釈を下し、かれらがけっして単なる海賊でなく、*sakungr* がけっして単なる海賊王と断定しうるゆえんのものでないとすくなくともデン人の指導者たちが哲学的思想家たることを論述しようと思う。ただうえの風光美説に対しては、大天災の多いことが人を試練して思考せしめるとの説があるが、ノールウェイ型フイヨルも氷河時代の遺物であり、北欧やイギリスは有史以来大天災のほとんどない平穏な地域であり、しかも思考に適していることが実証されている。

注(1) 入江の北欧型で大規模なものを *fjord* と言い、小規模のものを *vik* と言う。*fjord* にノールウェイ、アイスランド型とデンマーク型がある。

そもそも古代フエートン族(Old Teutonic races) ≡ 広義の古代ゲルマン族(Old Germanic races i. w. s.) は北ゲルマン族 ≡ デーン人(前述) と狭義の古代ゲルマン族(以下これを単に古代ゲルマン族という) にわかれ後者はもとゲルマーニアに住んだ。ごく今時まで多くの学者はゲルマーニアに行なわれた古代ゲルマン族の神話に哲学的解釈を

下し、紀元前後のこの種族について、かれらは個人の自由とローマにもまさる高い性道徳を尊重し、すでに立派に部族国家を成立せしめて、そこに古代民主政治を行なっていたと言ひ、「自由はゲルマニアの森に、奴隷はローマと東洋に生まれた。」と称した。しかしこれは強いてゲルマニアに他山の石を求めようとして事実を見誤ったタキトゥス (Tacitus) の著「自由なるゲルマニアについて」(De Germania liber) に基づく誤解であることが今日ではすでに明白にせられている。うへの頃の古代ゲルマン族は文字も自由意識も有しない原始社会人であり、当時のローマ人も一般にはかれらを「野蛮人」(barbari)と呼んでいた。政治的にはいまだ部族国家なく、おのおのの村落的な小氏族(Sippe)をシュウ長(princeps)が率いたに過ぎない。数小氏族(Sippen)を合して一の州的な大氏族(Gau)を形成し、数大氏族(Gaue)を合して一の部族(Volk)を形成し、カエサル(Caesar)がGauをpagusと訳し、タキトゥスがSippeをpagusとVolkをcivitasと訳するけれども、事実上はそれらは単に戦争のための区分に過ぎず、Sippeを百人組(Hunderttschaft)、Gauを千人組(Tausendschaft)と言ひ、各部族において最初は将軍(Herzog, [AS]heretoga, [L] dux)が、のちには將軍または国王(König, [AS] cyning, [L] rex)が、ちやうど後に国王のみが総指揮を行なったが、そこにはいまだ部族国家の成立を見るに至っていない⁽⁸⁾。そのうえに古代ゲルマン人の神話も北欧神話の借りものに過ぎなかつたし、かれらの住地のゲルマニアは、タキトゥスの著書にも見られるごとく、物すごい森林か荒涼たる沼地からなる殺風景の土地であつた。こういう風であるから、かれらの神話に哲学的解釈を下すのはまったく論拠のないことである。

注(1) タキトゥスはローマの夫妻たちの不品行をせめるためゲルマニアでは一夫一婦が行なわれているかのごとく筆を運んでいる。しかしよく見れば、姦通した妻に対する嚴刑は書かれているが、不品行の夫に対する制裁にはすこしも触れていない。ゲ

ルマーニアでは事実、一夫多妻制が行なわれていた。

(2) 古代ゲルマーニア族に所属するアングロサクソン人がかかる原始社会体制でイギリスに進攻し、しかも成功したのは、ローマのイギリス支配時代に被治者のケルト人がまったく戦意を失ってしまったため、ローマの支配が撤去されると、イギリスのケルト人は外敵に対し、まったく抗するすべを知らなかったからである。

しかし同じくテュートン族とは言え、デン人についてその北欧神話に哲学的解釈を下すことは、すでに述べた理由によって可能であると考えられるのみならず、この考えは古代ゲルマン族の神話の解釈についてすでに述べたところのものによりいっそう促進される。

北欧神話によれば、悪神たちは巨頭 Ymir はじめ全部が善神の三兄弟 Odin, Vile, Ve によって殺され、ただ二悪神 Bergemir 夫妻のみが生き残り、その後、最高神 Odin その他の善神たちに戦をいどむこととなる。一方において三善神は Ymir の死体によって天地万物を創造し、ヴァイキンを率いる首領の命に従って戦死したものは Odin の意にかなうものとして Odin の宮殿たるワルハラ ([ON] valhöll ← valr = the slain + höll = hall, [E] Valhalla, [G] die Walhalla) (戦死者の殿堂の義) に招かれたものである。Odin の、処女たる美しい娘のおのおのをワルキューン ([ON] valkyrja, [E] Valkyrie, Valkyr, [G] Walküre) と呼ぶが、かのじょたちは空中に馬を駆け回し、戦場を巡視し、戦死者 (valr) の選定者 (kyrja, [E] chooser) となり、ワルハラにおいても戦死者の霊は昼間おたがいに戦って死に直ちに蘇生し、Odin の催す夕べの宴においてワルキューレの奉仕を受けて美酒に酔う。戦死者以外は地獄 ([ON] hel, [E] Hell, [G] die Hölle) において罰を受けてその霊が消滅する。この神話における善神と悪神の戦い、ワルハラにおける戦いは、以上の理由から、デン人指導者たちの陰喩としてストリンドベリイ (Strindberg) やシェイクスピアが——しかも後者の場合はそのハムレットの言葉を通じて——示す北欧的徹底的懐疑を示すと考え

られる。また戦死者の優遇もかれらの陰険であり、この喩えの示すものはキアケユーア (Kierkegaard)²⁾ の質的弁証法を背景としたヤスパース (Jaspers) の哲学において絶対の仲介者としての国家の enten eller に従うものの絶対への帰一を示すに当るものか、またはそれに近いものであろう。

注(1) ストリンドベルイはスウェーデンの作家。その作「父」(Fahren, ファーザン、ファーン) に北歐的徹底的懷疑が示されている。

(2) ノールウェイのイブセン (Ibsen) 作の「ブランド」(Brand) における牧師ブランド、かれの他の作「人形の家」(Et Dukkehjem, エット・ドカイエム A Doll's House) における女主人公ノラ (Nora) に示された懐疑的個人主義はキアケユーアの影響が大であるとせられる。

うえのごとき北歐神話の象徴する思想がヴァイキン進攻における首長命令絶対性の根拠となり、ブローサン (Blatand, Bluetooth) 王によるデンマーク統一領土国家成立以後におけるいわゆる「デンマーク帝国主義」(Danish imperialism) の理論的根拠となったと考えられる。この点を見れば、ヴァイキン以来の侵略的デンマークは戦前および戦後の日本において、すでに述べたごとく、禪がヤスパース哲学と結合し、さらに「うちてしやまむ」の神話とも抱合して戦争哲学をなしたるにすこぶる似通うものであろう。こうした考え方はもちろん行き過ぎの考え方であるが、「考えるアシ」(roseau pensant) の特色を生かした民族指導者たちにそうした考え過ぎをなさしめたゆえんものはいかん。それはかならずしもそれら指導者たちの責任に帰すべきもののみでなく、すでに述べた北欧における資源の不足もこのゆえんを形成する。このことはこの行き過ぎ、この思想的過誤を責める権利あるものが、およそ他に公平であるかぎり、同時に同情し、深き考慮を払うべきものであろう。

うえのごとき思想的根拠をもってヴァイキンとしてのデン人人はイギリスに侵入したが、エルフレッド王の当時の

かれらはいまだ領土国家を形成するに至っておらず、デーン法も後に述べるとき *bylagu* に過ぎなかった。しかもなおエルフレッド王はこのデーン人の侵入に対するにうえのごとき国家的統一をもつてした。

のみならずエセルスタン ([AS] *Aethelstan, Athelstan*) 王(——九四〇)は主としてデーン人の侵入に対抗するために少なくとも文書の上ではイギリスのみならずブリテン全体に領土国家的な主権を主張し、みずから「全ブリテンのカエサル」(*Caesar totius Britanniae, Caesar of whole Britain*) と称し、これよりをキエトワッド兄弟王 (*Edward the Elder*) の武力による再征服によってデーン人法地方も九一八年までにその事実上の独立と法上の *sovcu and sac* を失っていた。しかし九四〇年エドムンド一世 (*Edmund I*) はダブリン (*Dublin*) のデーン人独立王国のため、ふたたびうえの地方を部分的(一)に奪取せられ、イギリス王エドワード ([AS] *Eadgar, Edgar*) (九五九—九七五) に至ってみずから「全イギリスの皇帝」(*Totius Angliae Imperator*) と称するともた、全イギリスに適用せられる共通法を発見して、これを記録した。

ここにおいてエドワード王のときイギリスはじめて統一した領土国家となったが、ここにこれ以前の部族国家としてのイギリスとこれ以後の統一領土国家としてのイギリスをその法と政治において対比して見る。およそ国家はその体制 (*the moral system*) — 体系 (*the physical system*) と區別して用ゐる——によって領土体制 (*the territorial system*) を有する領土国家 (*the territorial state*) と部族体制 (*the tribal system*) を有する部族国家 (*the tribal state*) に區別せられ、領土国家の君主が皇帝的性格 (*the imperial character*) を有するに對し、部族国家の君主は國王性格 (*the royal character*) を有し、*king, König* はじめテートン族の諸言語において部族国家の君主を意味する語は語源的にこの國王性格と關係があり、¹⁾ 領土国家の君主が「国土の皇帝または王」 (*the emperor*

or the king of the land) をもつて、またその法が「国王の法」(the law of the land) をもつて称せられるに對し、部族国家の君主は「部族の国王」を(the king of the tribe) をもつてその法は「部族の法」(the law of the tribe) もつて称せられる。これをイギリスに引いて言えど、部族の国王としてイギリスの君主は rex Anglorum, the King of the English と称せられたが、領土国家イギリスの君主として rex Angliae, the King of England (King John) のほか imperator or caesar or basileus totius Britanniae or totius Albionis と称せられた。

註(1) [AS] cyning, cyng ← cynn (= kin, tribe). [ON] konungr ← kyn (= kin). [Dan] konge ← kjön (= sex). [Sw] konung ← kön (= sex).

(2) Albion = ノルマンラン、高地 (the Highlands of Scotland) が古名で Albin または Alban と呼ばれたのを見せ、この語は「すでに筆者も認めるごとく」「高し」(high) を意味するケルト語から出たかも知れないが、ローマ人はイギリスの下ーヴァー(Dover)に見るチョークのガケ(chalky cliffs)の白さ(= [白] albus)とことから Albion でブリテン全体を称し、イギリスの法律ラテン語でもこの意味にこの語を用いているようである。しかし近代では、別に詩人などが英語のなかに雅語として England の代わりにも用いる。

かくて統一的領土国家としてのイギリスはエアドガル王のとき成立したが、同時に部族国家としてイギリスも存在しイギリスが、純然たる領土国家となつたのはノルマン征服以後であり、また領土国家は、すでに述べたごとく、局地的にはエルフレッド大王のときからすでに成立していた。うえの場合、部族法は folc-right と呼ばれ、神意(divine will)を示す意味で godes riht と称せられ、部族の全体かまたはその部局に行なわれる慣習のうちで、人類良心の命令に合するもので、その起源は人類の「記録された記憶」(recorded memory)以前すなわち人類有史以前であり、発見せらるべきもので、かかる慣習たる意味で lagu と称せられ、その発見は国王の裁判官たちによって行なわれた。

この法は通常、⁽¹⁾と称せられ、その個々の法規は *dom* と称せられた。なおイギリスはすでに七世紀に完全にキリスト教化していたから、うえの神意とは *God's will* ということであり、部族的宗教たるアングロサクソン人の神神⁽²⁾の意思ではなかった。

注(1) Trevelyan, O.M., *Illustrated History of England*, p. 53.

(2) アングロサクソン人の神神は最高神で天地創造の神たる *Woden* のほか自然神たる神神であるが、部族国家成立以前、戦時のみには部族全体の *cynning* が認められたが、この *cynning* が *Woden* の子孫であると信ぜられた。なおジエンクスは部族的宗教は非神学的で天地創造の思想がないといふが (*Jenks, History of Politics*)、ひろくチェートン族については当たらない。

以上の部族法のうちイギリスの三州に共通するものがエルフレッド大王によってイギリスの局地的な「国土の法」として認められ、この国土の法に関しては、王はうえの部族法に関する考えとそれを示す言語を準用した。その場合 *folc-right* の称だけは用いなかったのはもちろんである。かれの残した諸法規集には法の起源について全能の神がモーゼに示したものであると記せられている。なおかれはローマの哲学者ボエティウス (*Boethius*) の「偶然」(*casus*) と神意に関する思想に共鳴し、⁽¹⁾その英訳書まで出しているから、慣習の継続について神による「時の試練」(*test of time*) の観念を入れていたと考えられる。

注(1)「綜合法学」昭三十七年十月号所載、自作「偶然ということ」参照。

しかるに一方デーン人は十世紀の後半に統一的領土国家としてデンマーク、ノールウェイ、スウェーデンの三王国を成立せしめ、その後は国王みずから陣頭に立ってイギリスに侵略して来た。まずノールウェイ国オーラフ一世 (*Olaf I*) の侵入に対してイギリス国王エセルレッド不用意王 (*Ethelred the Unready*) は九九一年にオーラフとの

平和条約でデーン支払金(the Danegeld)を支払うことを約し、賢人会議(the Witenagemot)の同意を得て、年々一万ポンドを出した。これは北欧における資源不定の事実をも考えての深き考慮の結果であり、あながち不用意とせめられるべきものでなかった。しかるにデンマーク国王ブローサン(Bratand)の子、国王スヴェン一世(Svend I, [E] Sweyn)の侵入を憂えて一〇〇二年に不用意王がその名のごとく不用意にもデーンの大虐殺を行なうや、そのためかえってスヴェン王は一〇〇三年に大軍を率いて侵入し、デーン支払金の増額も空しく、不用意王の国外逃走となり、スヴェン王がイギリス王を宣言するに至った。しかるに一〇一四年スヴェン王死去し、そのため不用意王のイギリス帰国となったが、スヴェン王の王子でデンマーク王の弟に当るカヌート(Canut, Cnut, [Dan] Knud クヌーズ)が一〇一五年イギリスに侵入し、これより先不用意王のあとを継いでいたエアドムンド(Eadmund, Edmund Ironside)王の軍を破り、一〇一六年イギリスを二分しておのおの王位につき、エアドムンド王の死により、一〇一七年カヌートは単独にて全イギリスの王位につき賢人会議によって承認せられた。

このカヌート王について旧来の説はかれはもともと北欧神話を信じ、Odinを拜む野蛮人であり、海賊王としてイギリスに侵入して来たときはもちろんのことイギリス国王の地位について後もイギリス法をふみにじり虐殺行為を繰り返していたが、ローマ法王庁において深い感銘を受けて以来急変して熱心なキリスト教徒となり旧来のイギリス法を尊重する名君として大王の名にふさわしくなったと主張する。

しかし世には宗教家的誇張なるものが存し、極端なる悪人が宗教家の指導によって極端な善人になると主張されるが、かかる人物を政治史上に求むればインドのアショーカ大王やイギリスのカヌート大王であると考えられる。もちろんカヌート王の政策が根本的に変った時期はあった。しかしそれはローマ法王庁訪問(一〇二六—二七)以後でなく、

それ以前の1019—1020年に兄のあとを継ぎデンマーク王となり、イギリスとデンマークとの間に一種の身上連合(personal union)の成立した直後であった。そのうえにこの転機以前のかれはけっして極端な悪人でもなかったし、以後のかれもけっして極端な善人でもなく、いなそれを越えた真に偉大なる君主であり、人間であった。

まず転機以前のかれを見るに、競争者エアドムンド王の死はかれの責任とまったく無関係であるのみならず、イギリス全土の国王に即位するや、エアドムンド王に対する裏切り者たちを極刑に処して、仁義を示し、またそれまでの意義のデーン支払金を廃止し、あらたな意味のデーン支払金を課し、これを支払ってデーン人侵入軍を解散したが、ノルマン征服の場合のごとく土地を没収してこれを侵入軍人に与えるがごとき事を行なわなかった。⁽¹⁾ またかれはローマ法王庁訪問よりはるか以前にキリスト教の洗礼を受けている。さらに一般に言ってヴァイキン侵略当時のデーン人はけっして単なる野蛮人でなく、すでに述べた意味での思想的根拠を有する侵略者であった。しからばかれも、よしその洗礼が単なる形式的のものであったにせよ、けっして極悪非道の野蛮人でなく、うえのごときデーン人的思想的根拠をその精神的支柱とするものであったと考えられる。転機までのかれがイギリス国王として殺人を繰り返えしたと言われるのは、それまでのかれがイギリス法ならざる異国の法を適用したことに對する大いなる誤解であると思われる。むろんかれには大いに反省すべきことがある。かれをして徹底的に反省せしめたのは、イギリス王にしてデンマーク王を兼ねるに至ったときで、その身上連合的地位の重要性の自覚はかれをしてキリスト教徒として徹底的に反省せしめ、政治上において二つの点においてあたらしい心境に立つに至り、ここに真に偉大なる政治家(statesman)となり、イギリスの愛国者(patriot)となるに至った。一は征服の意義であり、二は法の意義であったと考えられる。

注(1) エアドムンド王はカヌートとよく戦って破れ、その結果、条約を結んでイギリスを二分して統治することとなったが、その

後間もなくエアドムンド王の死となった。そこで、後に発生した伝説により王の死はカヌートの求めにより Eadric Streona が王に服用させた毒物によって起ったとせられた。しかし王の死はカヌートの意思と関係なく、Ironside(剛の者)とフダ名^{フダ}と呼ばれるかれの死は敗戦によるショック死と考えるより自然死であると考えるべきである。

(2) Trevelyan, op. cit., p.99.

まず征服の意義を述べる。かれによるイギリス征服はむしろ「武器による征服」(conquest by arms)であつた。しかしかれの身上連合的地位に基づく反省はかれをしておよそ国民の征服は武力による征服であるべきでなく、「国民の愛情を征服するに」(to conquer the love of a people)、「言いかえれば「国民の愛情を勝ち取るに」(to win the love of a people) でなければならぬことを知つた。これインドの、紀元前二五〇年頃のアシカ(Aśoka)大王がカーリంగా(Kalinga) 武力征服の後、仏教に帰依して真の征服は「戦による征服」(yuddha-vijaya) でなく「法による征服」(dharma-vijaya)であるとの心境に達し、これを実践したに通うものであろう。もちろんかれは一〇二八年と一〇三〇年でノールウェイ征服を完成して、この兩年にはイギリス臣民も兵士として参加している。しかしそれはノールウェイ国王のオーラフ二世(オーラフ肥満王)がローマ旧教を信ずるの余り、まだ大多数が異教徒たる国民の北欧神話による信仰を圧迫し、それがためシュウ長たちがうえの兩年に各地に国民を背景として叛乱を起こし、両回ともにカヌート大王の応援を求めたためであり、イギリス臣民の参戦はまったくの自由意思に基づく。一〇二八年にはオーラフが国外に追払われて、デンマーク、カヌート王のノールウェイ支配がはじめられ、一〇三〇年にはオーラフの戦死となつてカヌート王はその副王(viceroy)をノールウェイに送つた。

カヌート王の「征服」の解釈についてのかくのごとく徹底した平和主義は今日の世界ではもつとも合理的なものであろうが、封建制度の要請の否定できない中世においては一つの大なる欠点を伴つていた。それはかれが次の程度

の封建的自治を認めたことに由来する国内秩序の混乱である。このことを述べるに、かれは国民の間に存する封建制度の要請に従い、イギリスを四つの太守国 (earldoms) にわかち、この四のそれぞれに司法権をも含む広い範囲のデンマーク式封建的自治を認めた。もちろんエアドガル王がかかる地方自治を始め、カヌート王はその欠点を考え、従来のものよりも王権とのつながりを一層強化したとは言え、上のごとき要請が国民の間に存するのを見て、その平和的「征服」観念から、うえのごとき封建的自治を認め、この程度の封建的自治はその後ノルマン征服まで続いた。ただし太守国の数はザンゲ王 (the Confessor) のとき五とせられていた。

以上のごとき封建的自治もカヌートのもとにおいては国内秩序は十分保ち得た。それはかれはその平和的「征服」観から武力政策を国の内外に対して用いるのを避けたが、かれの「征服」観に基づくかれのプレスティージは封建的自治のもとにおいても国内秩序を保ち得たからである。しかるに一〇三五年のカヌート王の死に続いて順次イギリスの王位に即いたデーン人王朝の二国王は暗愚なるがゆえにプレスティージなく、一〇四二年から一〇六六年までウェセックス王家の復活を見て、ザンゲ王の君臨するところとなったが、この王はデーン人王朝時代をノルマンディーに過ごし、教会の支持にほとんど全力を尽したが、「法の支配」(Rule of Law)の尊重以外イギリスの政治にほとんど無関心であり、そのためかれにはプレスティージがほとんどなかった。そのうえデーン人王朝のうえの二国王もザンゲ王とともにカヌート王のごとき徹底した平和策をとった。ここにおいておのおの太守国が独立国たるの観を呈し、国内秩序の混乱を来した。ザンゲ王のあとを継いだのはかれの妻の弟ハロルド (Harold) であるが、かれはウェセックス王の血統をひかず、カヌート王のときその能力を認められて太守 (earl) とせられ、王の在世中は心服していたがその死後横暴となり、ザンゲ王の死後、陰謀をもってイギリスの王位に即き、国民にはかれもほとんどプレスティー

ジがなかった。

注(1) 自著、王冠の政治学的意義(昭三七年版)、一九頁以下。

カヌート王の「征服」観とその封建的自治の關係はアショーカ王の場合のそれらとよく類似している。アショーカ王もうえのごとき平和的「征服」観を持ち、そのためその統一国家に封建的自治を与えた。そもそもインドを諸州(provinces)にわかち、各州に大官(mahamātrā?, governor)を置き、その辺境四州たる Taxila, Ujjain, Tosali, Suvarnāgiri には大官のほか副王(yukta?, viceroy)を置き、辺境四州の副王に封建的自治を与え、この副王に王子を任ずる方策はアショーカ王以前より存し、アショーカ王も太子時代 Taxila の大守であった。しかるにアショーカ王の即位後、マガーダ王国がインドを統一するや、王はうえの州分割方針を継承するとともに州および封建州の数を増し、辺境のカシミル(Kashmir)をあらたに封建州として王子ジャラウカ(Jalauka)をその太守に任じた。しかるにアショーカ王死後、その王朝諸王のプレステイジ欠乏し、しかもそれらの王によって徹底した平和策が継承せられると、ジャラウカはじめ太守たちは事実上独立国の君主となり、インドは四分五裂した。

かくしてカヌート王の「征服」観に含まれる徹底した平和政策は封建時代たる当時にはうえのごとき欠点を有すること、アショーカ王の類例の例を引き合いに出すことにより一層明らかとなり、この欠点を除くためウィリアム征服王(William the Conqueror)の武断的「征服」観により、従来の封建制度を修正し、司法的中央集権の方へ向かわしめることとなるが、カヌート王に見るうえの欠点を補うて余りあるとも思えるのが、かれの認める「法」の意義であろう。何となればかかる「法」の意義がかれ以後ノルマン征服まで尊重せられたればこそ、この尊重のために征服王によって、うえの司法的中央集権が始められ、イギリスのみひとり着々としてその後自由と民主政治への中絶なき

不断の道を進むことができたと考えるからである。さればカヌート大王の「法」の観念こそは、エアルフレッド大王の「法」の観念とともにイギリス人の自由と民主政治の起源と考えられる。

注(1) 司法的自治をも含む封建的自治は、武断的「征服」主義の、アンシアン・レジーム以前のフランス国王の権力あるいはこの主義の日本の幕府將軍の権力と結合してそれをバック・アップした。

この見解に対しては、イギリスのアングロ・サクソン時代における村会 (tungenot) は、ドイツのマルク共同体との関係を別として、当時のイギリス国民の個人的自由尊重の意識を背景として成立し、「訴訟人は裁判官」という法諺の存する通り、訴訟人みずから裁判するという自由意識に立っているから、このアングロ・サクソン村会こそはイギリス人の自由と民主政治の起源であるとの説がある。しかし村会の発見しようとしたのは村の慣習であり、この慣習は人間の意思を離れた神の法 (godes riht) とせられたうえ、「訴訟人は裁判官」というのは "The suitor is a judge" の誤訳で、原文における suitor = suitor of court = 出廷奉仕員であり、この意味の suitor は suitor in court = 訴訟当事者 = 訴訟人と混同すべきではない。⁽¹⁾

注(1) 自作「出廷奉仕員は裁判官」(関大法学論集四巻四号所載)参照。

つぎにカヌートの「法」の意義を論述するためにまず古代アイスランドにおける「法」の意義を述べるを便とする。アイスランドへの最初の移民はアイルランドからの教会組織を離れた修道僧で、七九五年頃その一部に移住し、ついで八七〇年——九三〇年にノールウェイからのデーン人がその大部分に移住するに至った。九三〇年には統一領土国家が独立共和国として成立し、この共和国は一二六二年まで存続したが、その第一総民会 (athing) が開かれ、その後毎年この会議が行なわれた。この総民会の立法部 (logretta) が裁判を行なうが、その際それに適用すべき法 (log)

を一名の法語人 (Iögsägu-madr, [pl.] menn; law-speaking man) をして暗シユウせしめる。Iög = what (that which) is laid = what is law だ、つねに複数形として用ゐられ、法の個々の規範を指すものではなく、また what lies = what is customary と區別して用ゐられる what is laid ではなく、いな逆に法的擬制 (fiction) において人類有史以前より存し、かつ人類の良心に合する慣習であり、そのため法語り (Iögsaga, law-saying, law-speaking) によって宣言せられ、すべて法語る人の胸の記憶に存するとせられるものである。Iög は事実上においては多くのばあい現存の、土地の慣習であったが、あたかも古法であるかのごとく宣言せられた新法 (nyttel) であることもまた少なくはなかつた。このばあい新法を古法のごとく見せかけるに苦心が大いに払われた。

しからば何故にうえのごとき擬制が行なわれたか。それはすでに述べたごとくアイルランドの修道僧が七九五年頃からノールウェイからの移民に先立ってアイスランドに来ていたが、これらの修道僧によって慣習法尊重のキリスト教的意義が教えられ、⁽¹⁾そのためアイスランド人の大多数がキリスト教徒として土地の古い慣習の良心的とせられるものを人類有史以前から存する慣習として尊重するに至つたためであろうと考えられる。アイスランドへのキリスト教の導入は九八一年であると記せられているが、それはローマとの組織的關係あるキリスト教であり、この組織を離れたキリスト教はこれより二百年もさきに熱心にして冒険的な修道僧たちによって伝えられていた。またノールウェイからの移民は最初、北欧神話(既述)の宗教を信じていたが、この神話はシュウ長または国王のため戦死するもののみが天国に生まれ祝福せられることを認めるものであり、一方九三一年に成立したアイスランド統一国家は、デンマーク、ノールウェイ、スウェーデンが十世紀後半に領土国家として統一されたとき君主国家と成立したのと異なつて、共和国として成立したから、この九三一年までにノールウェイからの移民はキリスト教の熱心な信奉者になつて

いたと考えられる。

注(1) 自作、アイルランド古代法とキリスト教(関大法學論集七卷四号)。第五世紀に聖パトリックがアイルランドの大王 (Art Rígh) のもとにおいでて裁可した [Anglo-] Sencus Mór(センナス・モール、センカス・モー、大なる慣習の意、sencus = custom) は、パトリックによつて、アイルランド全土共通の部族的慣習法であつて、そのうえ人間の良心が承認しうると考えられた。従つて Sencus Mór は従来の慣習法のうちでも血族的復讐(血族の復讐) (blood feuds) とそれに代わる賠償金たる eric を「目には目、齒には齒」という旧約的、律法的なるものとして禁止した。

しからばうえのばあい何故に新法を認めたか。それは法語る人を含むアイスランドの少数指導者が、従来のキリスト教に従いつつ、しかも既述の良心の自由を客観的状态に適應して信奉したためであり、そのばあい良心は法語る人の胸にのみならず、その「裁判官の胸に」(in gremio magistratum) になかくすべての人の胸に秘藏されていると信ぜられたことなもちろんである。

以上において古代アイスランドにおける log の意義を述べた。カヌート王当時におけるデンマーク語の love の意義を知ることは困難であるが、love の意義いかんにかかわらず、カヌート王は log を love と訳し、その fiction と實際を尊重し、カヌート王がイギリスに実現した「法の支配」(Rule of Law) における「法」の意義はここに存すると考える。このことは(一)古代アイスランドにおけるうえの「log」とき log の意味、(二)すでに述べたデーン法地方のリンカーン(Lincoln, [L] Lindum Colonia) マーラー([AS] Deorby, Deoraby; deora, gen. pl. of deór = [Dan] dyr = a deer, wild beast; [AS] [Dan] by = a town), ノンター(Leicester) ノンティガム(Nottingham) ステムトマンズ(Stamford) の五都市([AS]fir burga, [sing] burg) ななやなで十一世紀の法の人([AS] lagh-menn, lagu-menn) があり、それらの人人が土地の慣習法たる都市法([AS] bylagh, bylagu) を発見してこれを裁判に適用する一種の

地方自治的裁判権〔[AS] *sacu and sōc*, [LI] *saca et soca*〕を有していたこと、(三)Cleasby のは「英語の *law* はスカンディナヴィア語のように見える、その訳はゲルマン人やサクソン人は他の語を用いる」と記しているが、この説に従えば[E] *lawe* がスカンディナヴィア語から出現した時期をイギリスのデン王朝時代に求めずしてノルマン征服以後に求めるのは無理であること、(四) *u:→ou→au→o:* と発音が変化して行く傾向があるが、このこととうえの(五)のことと考え合わせれば〔ON〕 *lög* と *lög*〔Dan〕 *love* (pron. *loue*) か *Δ*〔ME〕 *lawe, law* (pron. *lau*) がカヌート王のとき出現したと考えられ、カヌート王の法規集に *don* の文字が用いられているのは、かれの法についての擬制のためと考えられること、(六)カヌート王は偉大なる思想家であり、「征服」についてもかれ独自の意義を見出していることなどによって知られる。

注(五) “The English law seems to be a Scandinavian word, for Germans and Saxons use other words.” (Cleasby, *V, C, Icelandic-English Dictionary*, 1867)

(1) (六)〔Dan〕 *love* = pl. of *lov* (pron. *lou*). *Nød bryder alle Love* = Necessity knows (or has) no law と译られる。英語の諺は自然法上の〔G〕 *Not in der Not kennt kein Gebot* と言われる諺とその意味を異にする。何となればイギリス人には自然法上のかかる *Not* を認める考えはまったくなさ。

しかしここに注意すべきはカヌート王のかかる法意識はあくまでかれおよびかれの考えを理解して協力する賢人会議の人人などの少数者のみであってイギリスの一般国民の間にはかかる法意識はいまだ存しなかった。このあとの事実を裏書きするものは最近における人類学・考古学による歴史的原始社会の研究と社会学における現今未開民族社会の研究の成果であり、この成果は歴史的原始社会の諸部族には民会 (popular assemblies) が存したが、この古代民会はけっして一般人のもつ個人的自由または民主主義の意識によって生まれたのではないことを主張し、またはこの

主張を支持する。⁽¹⁾

注(1) 自作「出廷奉仕員は裁判官」(関大法学論集四卷四号三頁)。

以上のごとくカヌート王当時もその後も長い間一般国民はカヌートのごとく進んだ法意識を有しなかった。それにもかかわらずこの立派な法意識がその後イギリスの指導者たちによって維持され、これがすでに述べたごとく、イギリスにおける「法の支配」の基を築き、カヌート王をして真に「大王」の名にふさわしき人たらしめた。それは何故か。それはカヌート王がその法意識を国民の指導者たちに事に触れ時に応じてたくみに強調するに努力したタマモノであって、転心後のかれについて、王冠をいただくのを固辞して全能の神のみこれを受けるに価すると言ったという物語りやかれの廷臣たち(courtiers)がかれこそ唯一の海陸の支配者であると言ったに對し、ある日干潮のとき王座を波うち際近く置かして、満潮へ変ったとき神こそ唯一の海陸支配者であることを教えた物語りが史実の裏書きを得てイギリス人一般に知られていることは、かれが「王は神と法の下にあり」(Rex est sub Deo et lege.)を信じて、この法意識を国民の指導者の胸深く刻みこむたためにかれがいかに努力したかを示す一端であらう。

なおかれはうえの法觀念とともにそれと相並んで一種の国主(chief [or first] magistrate of a nation, chef d'Etat)としてのイギリスの国王の觀念を有したと考えられるが、この後の觀念もかれのキリスト教的信条に基づく。ここに言う「国主」とはうえに見える英仏語の訳であり、「国の元首」と訳せられるドイツ語のOberhaupt des Staates od. Staatsoberhauptと比較して説明するを便とする。このドイツ語はもともと国家有機体説によって生まれたものであり、主権者としての帝王を意味した。しかるに最近世における民主共和国の発展に伴って、この語を国内法(municipal law, national law; droit national [ou interne]; nationales [od. internes] Recht)と改定し、ある場合は単

独制の行政最高機関 (chief executive) の意味に、ある場合は「国の統治権を総ラシするもの」(wer in sich alle Rechte der Staatsgewalt vereinigt) の意味に用い、その結果、両方の場合において国家の最高代表機関の意味に用い、またうえの Staatsoberhaupt の語を国際法 (international law; droit international [ou externe]; Völkerrecht, Staatenrecht) において国家の象徴にして国民統合の象徴であるもの (symbol of a national state and of a national unity) の意味に用いて、君主国の場合は帝王、共和国の場合は大統領を指すに至った。ここに言う「国主」とはうえの象徴を国際法に限らず国内法においても意味するものである。従って「国主」なる訳語は「国の元首」なる訳語のごとき主権を有する一人の自然人という専制政治的響きを有しない。わが国においては日本国憲法にうえの「元首」または「国主」の文字はないが、第一条によって天皇は「国主」であると考えられ、内閣は合議体であるとは言え、国内法においてうえの行政の最高機関たる意味において元首に代ってその機能を果そうとしているのはスイスにおける合議体たる連邦内閣 (Conseil fédéral) の場合と同じである。かくてカヌート王は「国主」としてのイギリス国王の觀念を有し、キリスト教に基づくこの觀念がその後一貫したイギリス憲法の原則となった。一方においてアングロノルマン時代のイギリスにおいて主権 (sovereignty) は、法上においても、事実上においても、擬制された神の法たる慣習法に属していたし、賢人会議は最高裁判権と国の立法 (法の発見) および課税についての同意権、国王選挙権などを有していたから、イギリス国王は当時、主権者たる意味においてはもちろん、その他の意味においても、「国の元首」ではなかった。しかし当時イギリス国王が国主としての実を發揮したときは、立法と裁判と重大なる課税以外には国家の実権を握った。なおカヌートの法觀念に大いに影響を与えたと考えられる、上述のアイルランド古代にもうえの「国主」觀念が存し、すでに述べた「法語る人」は、君主ではないが、一種の大統領と

して一種の国主であることが種種の点から立証される。

注(1) 国内法 (national law) を「国法」と記する学者もある(例えば織田万、法学通論、四三頁)。しかしわたくしは、「国法」を国内法と区別せられる Staatsrecht の訳語として用いるドイツ法学系統の学者が多いから、「国内法」の代わりに「国法」を用いない。国内法は内国法 (domestic law, droit domestique, inlandisches Recht) と区別せられ、内国法は外国法 (foreign law, droit étranger, ausländisches Recht) に対する。

(2) 英語の sovereignty は最高の政治支配力 (supreme power) の意味において the seat of sovereignty (主権の所在) が問題とせられる。この所在は fountain of law, fountain of justice と考えられる。

つぎに注意すべきはうえの国主の觀念が原始仏教における raja、原始キリスト教における caesar の觀念に一致することであり、この caesar は中国の景教において「聖上」と訳出されている。この [S] [P] raja は従来、帝王の意味に解せられ、漢訳仏典でも「王」と訳されていた。しかし最近の研究ではインドの歴史において領土国家における帝王のほか、日種 (Surya-vamśa, スーリヤヴァンシヤ) 王朝の本家または分家を始めとする多くの王朝と無関係に大統領選挙人たちにより選挙せられた共和国大統領をも指すことが明白となり、この大統領は各共和国の国民会議 (samsthā) の議長であることが明らかにせられている。⁽²⁾ また caesar は後世うつりなまらつて [G] Kaiser, [R] tsar となりいずれも皇帝を意味するが、もともとローマにおいて名門カエサル家の姓を言ひ、Julius Caesar は皇帝の名も実も認められなかったが、⁽³⁾ 紀元前二十七年 Octavianus Caesar が Augustus の尊称を受けていらつて、ローマは帝政の実を備えるに至ったが、およそこの頃から caesar なる語が普通名詞としてユリウス・カエサルやオクタヴィアヌスのごとく国主をなすことになつたことが Ovidius の Metamorphoses と聖書に「神」に対する用語として Caesar を用いることによつてうかがわれる。

注(1) 根本仏教をそのまま伝えた聖典仏教—上座部 (P) Theravada) 仏教。

(2) H.N. Sinha, *Sovereignty in Ancient Indian Polity* など参照。なお釈尊の父シンドータナ (Suddhodana) は漢訳仏典に淨飯王と訳されているが、コーサラー (Kosala) 国の大統領という意味で Raja と宣言していた。しかし事実上はコーサラー内の一地方たるカピラヴァストゥ (Kapilavastu) の一豪族の首長であった。そのためコーサラー国のプラセーナジット (Prasenjit) 王と争わねばならなかった。

(3) ニリウス・カエサルは Emperor の称を認められた。この称から [E] emperor, [F] empereur が生まれたが、この称は、ニリウス・カエサル当時は皇帝の意味を有していなかった。

(4) Publius Ovidius Naso (43B.C.—A.D. 17). ローマの詩人。恋愛詩 (love poems = erotic poems) ・神話詩 (mythological poems) に長じ、Augustus の favourite poet であったが、かれは紀元九年、突然帝により relegatio の刑に処せられて市外へ追放された。その表面的な理由は「おそろくかれの恋愛詩」恋愛の術 (Ars Amatoria) の恋愛文学 (erotic literature) が好色文学 (pornographic l.) である、かれがローマ市内におることが望ましくないと考えられた点にあつたと思われる。かれが不朽の名声の希望 (his hopes of immortality) をかけた大作神話詩 Metamorphoses (十五冊) のうちにはニリウス・カエサルをたたえ、死して天上の星に転身し、不朽の生命を得ることが書かれている。この大作はかれが帝の恩チョコウを疑わなかったときに出来上つてゐる。

☆

☆

☆

なお以上に述べたカヌート王のデンマーク的法観念は同時にアルフレッド大王の法観念を客観的狀態に適應して修正発展せしめたと考へうるが、この二つの法観念の関連より詳しい説明、カヌートの法観念に含まれた良心の自由と stare decisis の法理の関連については別の機会に論述する。(終り)